

日露戦後の民間における軍事救護拡充論の展開

一ノ瀬俊也

The Civil Argument of Military Relief Expansion after the Russo-Japanese War

はじめに

- ① 日露戦後の社会と軍事救護—国家主体論の形成
- ② 議会における軍事救護拡充論
おわりに

【論文要旨】

本稿では、日露戦後の民間において活発化した軍事救護—国家主体論、兵役税導入論の論理、意図の検証を行う。あえてそのような作業を試みるのは、そこに徴兵制とは国家救護という手段によって不断に「補完」し維持していくべきもの、という認識の枠組みを読みとることができるからである。この点は、当該期の民間に存在した徴兵観の諸相を説明していくうえで、きわめて興味深い問題であるように思われる。

当該期の民間における軍事救護拡充論、兵役税導入論の多くは、独自の国防観を有する非現役軍人によって提起された。それらはいずれも廃兵遺族、現役兵士家族の困窮に対する単純な同情論ではなく、彼らに対する経済的待遇の悪さが兵士の「士気」すなわち国防に対する意欲の低下を引き起こしており、しかもそれは日露戦中のような地域・民間団体の救護では解決困難（Ⅱ「世人の同情」の低下）とする認識に基づいていた。

軍事救護の拡充を法案化した武藤山治（鐘紡重役）にしても、その主張の要点は、廃兵遺族、そして戦時の応召兵士にのしかかる重い経済的負担が、それを見た現在の兵士、そして将来兵士となる者の「士気」を削ぎかねない、という点にあった。「資本家階級」としてのアイデンティティを持っていた武藤は、徴兵制軍隊の動揺を、自らの経済的活動の基盤に関わる問題として意識した。そこで彼は、具体的な統計も掲げつつ、その解決を繰り返し政治の場で主張した。

武藤と同時に兵役税法案を議会提出した衆院議員矢島八郎についても、彼らの運動はもともとは現役兵士家族、そして廃兵遺族の悲惨な生活に対する同情に起因していた。しかし実際の議会の場でそれは、陸軍向けの正当化策的な面もあったかもしれないにせよ、武藤と同様に現在の兵士、そして将来兵士となるであろう者の「士気」に悪影響を与えるものとして問題化されていたのである。

はじめに

日露戦後、一家の働き手を奪われ多大の経済的負担を強いられていた兵士の家族、戦中発生した戦死者遺族・廃兵の救護を、国家が主体となって拡充せよとの議論が民間で活発化した。その一形態が兵役税導入論である。兵役税とは徴兵兵士の被る経済的負担軽減のために、徴兵検査と抽籤による選抜の結果、実際には兵役を免れた成年男子（大正期を通じて、実際に現役兵士となった成年男子は、多い年でも徴兵検査受検者総数の四分の程度^①）から一定期間徴税し、兵士やその家族・遺族、廃兵たちに何らかのかたちで給付しようとする税制をいう。兵役税の構想は日露戦後社会的議論の対象となり、一九一四年の第三五議會以降、大正期の終わりに至るまで八回にわたり、議員立法の法律案として継続して議会に提出された。ただし一九二〇年、第四二議會以降の五回は非役壮丁税法案と改称されている（【表】参照）。

兵役税法案自体は「納税ト兵役ガ同ジト云フコトニナリマス、自然兵役ト云フモノガ軽ゼラレ^②」、その「崇高性」が失われてしまうという陸軍の反対により、最後まで実現することはなかった。だが第一次大戦後には、陸軍部内でも同税の導入が検討の対象となり、結果として一九二九年、政府による「兵役義務者及廃兵待遇審議会」の設立など、兵士家族遺族の待遇改善策が模索されていくことにもなった^③。その意味で兵役税導入論の展開過程を検証することは、軍事救護政策の拡充過程とその社会的背景を検証していくこととも言える。

しかしそれではなぜ日露戦後、軍事救護の拡充、兵役税の導入が民間で議論の対象となったのか、という点については、これまで十分な検討が加えられてこなかった。兵役税法案についても、大江志乃夫氏、加藤陽子氏の先行研究^④では、概略的に法案の議会審議の状況が整理されてい

る程度である。大江氏は、日露戦後の軍備拡張による現役兵徴集員数の増加（一九〇三年・五万五九八〇人→一九二二年・一〇万三七八四〇人）は「改めて兵役の不公平に国民の関心を集中させた」（前掲「天皇制軍隊と民衆」八三頁）とするが、なぜ兵役が「不公平」であってはならないのか、議論の担い手の意図、論理の内実こそが問われねばならないだろう。また郡司淳「軍事救護法の成立と陸軍」（『日本史研究』三九七、一九九五年九月）は一九一七年の軍事救護法制定過程を詳細に検証し、それが「徴兵制の補完策」という政治的意図のもと、陸軍省によって推進されたことを明らかにした精緻な研究であり、教えられたところは大きい。郡司氏は第三七議會での兵役税法案と、武藤山治（当時鐘紡重役）が中心となって作成した「廃兵、戦病死者遺族、軍人家族救護法案」（以下「救護法案」と略称）の一九一五年二月〜翌年二月にわたる合同審議、及びこれに対応して陸軍次官が大蔵省宛に出した「兵役服役者及其家族ノ扶助法」を考究したい旨の書簡が^⑤、軍事救護法の制定にとって「画期的な意義」（一〇頁）を有していたと評価している。

ところが氏は、兵役税法案提出者、武藤らの目標・意図についてはそれぞれ（兵役負担の均衡）、（廃兵遺族の国家救護）と説明しているのみである。なぜこの時期、いかなる意図のもとに（兵役負担の均衡）などが民間における議論の対象とされていったのか、そしてそうした議論はなぜ陸軍に軍事救護法を制定させるうえで「画期的」な説得力を持ち得たのか（言いかえれば、なぜ陸軍は同法を制定したのか）という疑問に對しては、大江氏と同様、「一九一〇年代における現役兵徴集人員の飛躍的増加」（二頁）という以上の説明は行っていないように思われる。なぜ現役兵員数が増えると国家が救護の主体とならねばならないのか、それはいかなる政治的意識に基づく民間の提言だったのか。この点は、陸軍が軍事救護法の制定という施策をとるに至った社会的背景をより明確にしていこうと、改めて検討されるべき課題である。

【表】兵役税法案（のち非役壮丁税法案に改称）議会提出状況（第35～46議会）

法案名	提出者	議会回次	提出年月日	衆議院	貴族院
兵役税法案	矢島八郎、杉山東太郎（すべて立憲同志会）	35	1914. 12. 25	審議未了	—
”	矢島八郎、杉山東太郎（以上立憲同志会）、 宮原幸三郎（中正会）	36	1915. 5. 31	”	—
” （「廃兵、戦病死 者遺族、軍人家 族救護法案」と一 括提出、提出者も 同一）	矢島八郎、望月小太郎、杉山東太郎、黒須 龍太郎、村松山寿、大場竹次郎、早川龍介、 樋口秀雄（以上立憲同志会）、加藤定吉、宮 原幸三郎（以上中正会）、望月圭介、根本正 （以上政友会）、小林丑三郎、大場茂馬、田 村新吉（以上無所属団）	37	1915. 12. 22	1916. 2. 24 修正可決	審議未了
非役壮丁税法案	荒川五郎、田中善立、山田珠一、岡部次郎、 磯貝浩、小山松寿、井戸文四郎（以上憲政 会）、土井権太（国民党）	42	1920. 2. 5	審議未了	—
”	荒川五郎、磯貝浩、小山松寿、田中善立（す べて憲政会）	43	1920. 7. 8	”	—
”	荒川五郎、磯貝浩、小山松寿、田中武雄、古屋 憲隆、三浦得一郎、浅賀長兵衛（すべて憲政会）	44	1921. 2. 16	”	—
”	荒川五郎、三浦得一郎、田中武雄、古屋憲隆、 磯貝浩、浅賀長兵衛、高木正年、中馬興丸、紫 安新九郎、下田勘次（以上憲政会）、仙波太郎 （庚申俱樂部）、土井権大（国民党）	45	1922. 2. 3	”	—
”	荒川五郎、高木正年、紫安新九郎、田中武雄、 下田勘次、三浦得一郎、古屋憲隆、磯貝浩、浅 賀長兵衛、中馬興丸（以上憲政会）、仙波太郎 （庚申俱樂部）、土井権大（国民党）	46	1923. 2. 16	”	—

日露戦後、民間にて軍事救護拡充論が活発化したことは、戦中における廃兵・戦死者遺族の大量発生を思えば、一見自明のことのようである。しかし本稿があえて同論の諸相の検証を試みるのは、それらが単なる兵士家族遺族、廃兵への同情論とのみ片づけられない性格をもっているように思われるからである。すなわち、同論は、救護を通じて徴兵兵士の「士気」低下を防止しようという、いわば徴兵制度の「補完」策的な内容・特質を有しており、それは陸軍の利害とも一致していたと考えられるのである。同論が有した陸軍に対しての「説得力」の問題も、そうした特質との関わりから考察されるべき問題であるように思われる。それではなぜこの時期、兵役税の導入などによる徴兵制度の「補完」が必要であると国家よりも民間において先に主張され、軍事救護法の成立という結果をもたらすことになったのだろうか。この点は、当該期の民間、そして国家に存在した軍事観、徴兵観の諸相を解明していくうえで、極めて興味深い問題であると考ええる。

① 日露戦後の社会と軍事救護—国家主体論の形成

1 日露戦中・戦後の民間軍事救護活動

なぜ日露戦後、民間で軍事救護の拡充、徴兵制度の「補完」が問題となったのかという疑問を解くうえで、第一の手掛かりになると思われるのが、当時の兵役税導入論者の一人升田憲元（予備役陸軍歩兵大尉）の著書『最新兵役税論全 一名兵役の神髓』（一九一三年、東京堂書店）における以下の記述である。

〔日露戦時の〕戦傷病者中には多数の予後備兵を包含し、此等の者は出征の当時既に一家の柱石となりて、父母妻子の養育に任し居りたる者なるが故に、一朝にして彼等が死亡するや、其遺族は自己の扶

養者を失ひ恰も盲亀の浮木に離れたるが如く其拠る所を失ふに至りたるも、戦役当時は世上の同情も熱く、且つ特別賜金の下賜等ありて、多少彼等を賑はしめ稍安穩なる生活を為すに至りたりと雖も、幾干もなくして世人の同情は冷却し、特別賜金も漸次費消するに至りて、現今に於ては僅かに下賜さるゝ扶助料を以て唯一の保維となし、憐むべき生活を送りつゝある者其数頗る多し。⁷⁾

升田の議論の詳細は後で詳しく検証するが、このような「世上の同情」の冷却、すなわち救護に対する社会的関心の低下という認識が、本稿の主題である民間での軍事救護—国家主体論、そして兵役税導入論の形成につながっていったのである。では彼の言う「世上の同情」の冷却とは、具体的にいかなる現象を指すのであろうか。日露戦中、戦死者遺族たちに向けられた「世上の同情」として第一に想起されるのが、民間の諸団体による軍事救護活動である。

この活動に関しては、すでに多数の先行研究が存在する。それらによると、開戦とともに当時の郡や市町村が個々に「尚武会」などの名称を有する団体を組織して住民から寄付金・会費を徴収、出征兵士の家族に対し金銭や米などの物品を継続的に給付するという事例が全国的に観察されている。⁸⁾ 国家の側も一九〇四年四月二日、「下士卒家族救助令」を制定し、出征兵士の家族に金銭の給付を行った（ただし現役兵家族は対象外）が、「親族隣保の扶助若しくは救護を目的とする諸団体の救助尚ほ及はざることあるときは国家は茲に始めて救助を共にすへき義に付其旨を誤らざる様周到注意を要す」と、「隣保相扶」すなわち救護の主体はあくまでも地域社会、民間であるという原則を強調していた。⁹⁾

「尚武会」など地域社会、民間による金銭的救護は、各町村間で格差があり、またそれが兵士家族たちの生活を支えるのに十分な額であったか否かは別としても、戦時中一定度の活発化をみた。¹⁰⁾ ところが戦争が終結すると、その地域社会、民間による救護が機能不全に陥るといふ事態

が各地域で発生したのである。日露戦後の尚武会など民間救護団体の実態についての先行研究は、現在のところ見受けられない。同会に関する一次史料の残存状況も管見の限り必ずしも良好ではないが、本稿ではいくつかの地域の事例をもとに、この間の事情を概観していきたい。

佐々木隆爾氏は、愛知県内において日露戦中、尚武会が貧困兵士家族の生活維持に一定の効果を与えたとしつつも、一九〇八年には同県愛知郡が「廃兵及戦病死者ノ遺族ニシテ悲惨ナル境遇ニ在ルモノ多」いのは「是レ救護ノ法甚ダ完カラサルノ致ス所」であるから、「政府ガ速ニ救護ノ方法ヲ調査シ適當ノ提案ヲ為サムコトヲ望ム」旨の建議を政府に提出したことをもとに、貧困家族の生活難が戦後、「尚武会」的団体の手に余るまでに悪化したと指摘している。日露戦中からの重税による民衆の疲弊、戦後の危機的な町村財政¹¹⁾の中で実際に兵事・救護行政にあたる地方行政担当者にとって、廃兵・戦死者遺族の困窮は解決困難なものとなっていたのであろう。

また、「尚武会」的団体が戦後解散してしまうという事態も発生していた。一九〇四年二月、山形県米沢市当局が設立した「米沢奉公義団」は、戦中戦後の地域における救護状況を一貫して観察できる希少な事例のひとつであるが、同団は市長を団長として市民から「寄贈金」（実際には町単位で強制的に割り当て）を徴収、出征兵士家族中の困窮者に対して男女一二歳以上は一日三合五勺、同一二歳以下は二合五勺の白米の給付を行った。¹²⁾ ところが同団は、戦争が終結する以前から寄贈金の減収に苦しむに至った。その背景には、重税に伴う民衆の疲弊などがあったと思われる。¹³⁾ だが一方で、同時期の『米沢新聞』に戦争中から兵士家族に関して、「力一杯働いて自分の生活すること名譽である救助を仰ぐは無能力者とか怠惰とかを証明しているよ」といった投書が複数掲載されるなど、兵士家族が一種の「惰民」視される事態が発生していたことは、当時の民衆の軍事救護に対する意識・熱意をみるうえで注目に値しよう。

同団は一九〇六年一月に解散しており、戦死者遺族や廃兵、そして戦後も引き続き発生するであろう現役兵家族中の困窮者への対策は等閑視されていたと言わざるを得ない。¹⁷⁾

愛知郡、米沢市の事例は断片的なものであるが、一県レベルでも、例えば一九〇六年、新潟県は各町村に宛てた尚武会の活動を奨励する旨の通牒の中で、「従来尚武会は一部の町村を除くの外は概して有名無実にして何等為すべき事業を為さず会々日露開戦に際し出征軍人の歓送迎家族救護等一時の急務に迫られ俄かに規約を設け事業に従事し多少国民後援の実を挙げたるも平和克復後は亦た旧状に復し敢て斯会の拡張を図らざるは洵に慨嘆の至りに候」と述べている。県内の各尚武会が戦時中こそ若干の活動を行ったものの、戦争が終わると米沢市のように解散こそしないまでも「有名無実」の「旧状」に復してしまつた様子をうかがうことができる。

一方、日露戦中活発な救護活動を展開した全国規模の民間軍事救護団体、帝国軍人後援会¹⁸⁾でも、もと陸軍歩兵中佐牛尾敬二が一九〇七、八年に「某両県に亘り三市十八郡」の戦没者遺族の調査を行ったところ、遺族たちは「案外にも、其の日の生計に苦しむもの多く」、「戦役当時は村内或は諸方より、慰問や救助を受けたけれども、恩賜金の下付を一段落として、爾来毫も顧るものなく、賜金は負債を償ふて余りなく、窮困日に益加はり、一家常に其の窮境を嘆息して、不運不幸の怨声を発して居」た。牛尾は「後援会に於ても、一般国民の気風がさう云ふ「廃兵遺族を「厄介視」している」風になつて、事業に対する同情が薄らいだのに反して、一方救護すべきものは多数であるから、随分困難²⁰⁾である、との危機感を表明していた。事実、日露戦後帝国軍人後援会が廃兵遺族の生活保護などに支出した「保護費」は、一九〇六年三万二八五四円七四銭、〇七年一万二〇五円七二銭、〇八年八一三八円八〇銭、一〇年七四四〇円八七銭、一二年六〇〇六円二二銭、一三年は皇室より一万円

が下賜されたためか七六七一元二二銭と、第一次大戦勃発前までほぼ一貫して減少を続けている。²¹⁾

また同じ民間の軍事救護団体、愛国婦人会は戦後、「事情の通ぜざる地方に於いては、平和の今日左様に会員を募集し、会費を醸集する事は不必要であると云ふが如き、大いに誤つた考へを持って居るものがある²²⁾」といった、いわゆる「愛婦不要論」の台頭を迎えることになった。同会もまた、「平和の今日においては戦争当時、軍人遺族や廃兵遺族に対して温かき同情を寄せられた方々も去るものは遠しで、年月の遠ざかるに従ひ、自然其温きものも冷やかになり、将来は今までの如く、熱誠を以て活動すること出来るか如何であろうか」と述べていた。両団体とも、軍事救護に対する社会的関心の低下、升田の言う「世上の同情」の冷却化を、自らの活動不振の原因として憂慮していたのである。

帝国軍人後援会ほかの調査によると、全国における戦死者遺族・廃兵の総数は一九一五年二月の時点で一〇万六八四四人（遺族八万八〇六三人、廃兵一万八七八一人）、うち救護を要する者が約三万人存在した。一方、「軍人後援会愛国婦人会町村尚武会其他ノ私立団体」が実施した救助の金額は、遺族（一万七二二六人）に対して一人あたり年平均三円二〇銭八厘、廃兵（二二六二人）に対しては同一円四四銭九厘と「言フニ足ラヌ瑣々タルモノ」であった。国家の恩給、扶助料も、例えば寡婦扶助料が一人あたり年平均四〇円五一銭であるなど、「不十分ヲ極メテ居ル」状態であると評価されていた。²⁴⁾

以上の若干の事例からも、本章冒頭に掲げた、升田憲元『最新兵役税論』における、「世上の同情」の冷却化という指摘は決して根拠のないものでなかったということが出来るだろう。²³⁾ 注目すべきは、もはや日露戦中のように民間の軍事救護に期待できない以上、多大の犠牲を国民に強い、廃兵遺族の困窮の原因をつくつた国家こそが、その救護に責任を負うべきとする論調が出現したことである。

前出の愛知県愛知郡の建議はまさにこの点をついたものであるし、その他にも例えば、雑誌『第三帝国』誌上などにおける軍国主義批判で著名な西本國之輔（もと陸軍大尉）²⁶は一九一三年、廃兵の生活の惨状について次のように述べている。

吾人は兵役の義務者に対し郷党の扶持を受けしむるを欲せず、正々堂々國家に賠償せしむるが当然なりと信ず。先日余の宅へ廃兵といふのが菓を売りに来て、女中を捕へて殆んど押売の態度だ、そこで余は玄關まで行つて『貴様はなぜこんな所で女を困らせてゐるのだなぜ陸軍省へ押しかけて、廃兵で飯が食はれないから飯の食はれるようにしろと談判しないか。一人で力及ばずばなぜ全国の廃兵を糾合して立たないか』と教へてやつた。廃兵も廃兵だが、廃兵をこういふみじめな境涯に突き落して平氣である國家も國家だ。²⁷

彼らの「みじめな境涯」への対策は、もはや「郷党」すなわち地域社会の手には負えないのであるから、國家こそがその原因を作ったものとして「当然」責任を負うべきであるという主張である。

西本は現役兵に関しても「手当てを増して、家郷から小使ひ錢を持ち出さないでも済むやうにしななければならない」と述べている。また前出の牛尾敬二「無形の後援」は「世人は彼等〔現役兵とその家族〕を目するに、法律に依て兵役に服したる者なれば、我等の關する所にあらず、戦時なれば格別なるも、平時に於て之を救護するの道も無く、又義務もなしと、口に出してこそ云はねども、實際は其の通りであり、「生計困難の者往々これ在る」と指摘するなど、廃兵・戦死者遺族生活困窮問題の顕在化の中で、働き手を奪われた現役兵家族の困窮もあわせて問題化されるに至った。なおここで牛尾が指摘した、現役兵家族に対する「世人」の態度は、まさに前掲の米沢奉公義団のそれと同一である。かかる態度は、戦後社会においては決して米沢市だけの特殊な事例ではなかつたことをうかがわせるが、そうした「世人」の態度を問題視する認識は、

次章にて詳しく検証する、同時期の兵役税導入論の担い手とも共通のものであった。

2 兵役税導入論の論理

前掲の升田憲元『最新兵役税論』（一九一三年）は、日露戦後の兵役税導入論の先駆となった著作であり、当該期におけるもっとも具体的な内容を持つ救護拡充案である。同書でも西本や牛尾などの議論と同様、戦死者遺族に対する地域の軍事救護はおよそ当てにならないとの認識（「世上の同情」の冷却）が示されていたことは前述した。同書は現役兵の待遇に関しても、問題点を指摘している。彼らが受け取る給料は一九一〇年改正の給与令によつても月額一円五六銭（一、二等卒）とごく少額であり、逆に「一ヶ月二三円の送金を「実家に」仰がざる者は稀なり」『最新兵役税論』一四九頁）という有様である。これでは「徴兵忌避の有力なる原因をなし、「中略」父兄をして軍隊に対し一種の悪感情を懐かしめ」ざるを得ないだろう。かくして導き出されるのが、

國家は彼等〔現役兵や、戦時に召集される予後備役兵〕に兵役の義務を負はしめ、為めに生ぜる結果を自から進んで処理する当然の義務を負ふものなるが故に、少くとも彼等家族が最小生活費を償ふに足るべき救助費は、慈善団体等の喜捨に疎たずして之を供給せざるべからざるものなり、換言すれば彼等家族の救助は慈善に依るものにあらずして、寧ろ彼等の権利として國家に要求すべきものたるなり。（同三〇一、三〇二頁）

と、救護の実施は民間「慈善団体」のそれがあてにならぬ以上、國家の「当然の義務」でなくてはならない、とする結論である。その國家による救護の財源として升田が最適とみたのが、兵役税であった。この意味で兵役税導入論は、軍事救護—國家主体論の一形態であったといえる。升田にとつても兵士家族、戦死者遺族、廃兵の待遇改善は本来「教育又

は法律の力若しくは其他行政等の手段（同三九八頁）によって行われるべきものであったが、国家財政の現状ではそれは不可能なことであった。彼は財源確保のためあえて兵役税という目的税を提起した理由として、「租税として極めて公平適当にして、且つ其歳入額も比較的大なるものがあるが故に、国家歳入上選択すべき好財源」（同九〇頁）と、事実上徴兵を免れた者への課税であるという点での説得力、そして多額の収入が期待できることを挙げている。

では升田は、兵役税を財源とした現役兵給料、現役兵・応召予備兵家族の救助費、軍人遺族扶助料の増額²⁸に対して、具体的にいかなる利点を期待していたのだろうか。

彼は『最新兵役税論』中、兵役税導入の利点を主に「軍事上の基礎」と「社会政策上の基礎」の二点に分けて説明している。「軍事上の基礎」（同一一六〜一五八頁）として挙げられているのは、兵卒の不平思想の緩解、徴兵忌避の防止²⁹、軍事思想の普及、選兵上適良の資質を有する入営壮丁の増加（優秀な志願兵の増加）である。また廢兵の悲惨な生活も、「一般軍人の威信を失墜し、此等廢兵の状態を目撃する現在又は将来に於ける兵士の士気に影響を及ぼすこと尠少ならざるべし」（同一一五五頁）として、その改善が指摘されている。

一方、「社会政策上の基礎」（同一一五九〜一九九頁）としては、兵役義務履行による貧富の差の調整、都市と地方間の不平等是正（兵士には農村出身者が多いとされた）、兵役義務に原因する「下級社会」の不平思想の緩解、徴兵忌避を目的とした身体毀傷行為などの防止が挙げられている。徴兵忌避の防止や「下級社会」の不平緩和など、升田における兵役税導入の目的は軍事救護の拡充による徴兵制度運用の円滑化、いわば制度の「補完」にあつたとみてよいだろう。彼は経済的困窮による不平、実際には入営しない者がいることへの不公平感を持つ兵卒中には「甚だしきに至りては非軍隊主義、非国家主義を唱道瀰漫せしむる者ある」（同

一一九頁）と述べ、兵士の経済的困窮を、徴兵制軍隊の存立に関わる問題として捉えていたのである。

実のところ、こうした徴兵制度の「補完」という問題意識は、本稿前節にてとりあげた他の軍事救護をめぐる議論の担い手たちとも共通していた。彼らは非現役とは言え軍人としての専門知識と、そこから導き出された独自の徴兵・国防観を持ち、かつそれを公刊してもいた者たちだった。では彼らはなぜ、徴兵制度の「補完」を唱えたのか。

升田の議論は「国家間に於ける最後の實力は独り兵力あるのみ」（同五頁）、「軍は立国の基礎にして（中略）、軍人中特に大なる名譽と義務を有する者は非幹部即ち兵卒」（同二七頁）であるにもかかわらず、廢兵遺族に対する「世上の同情」が冷却している現状を批判するなど、国防及びその中で一般兵士の役割を重視し、戦後社会の軍事に対する関心低下を憂慮する立場からの発言だった。また西本国之輔の標榜した国防論とは陸軍の縮小―海軍一元化論であった³⁰が、徴兵制度自体は升田と同様、「壮丁が何等の不平なく欣然として国家の徴集に應ずる程の名実兼ね備はるものであらねばならぬ」（前掲「兵制改革」）と当面存続すべきものであり、また改善の対象ともされていたのである。

帝国軍人後援会の牛尾幹二も、廢兵遺族が「生活も困難のない様に、十分の慰藉を与へられる状況であるならば、其の後進者が必ず、己も国家有事の時には、身を擲つて躊躇せぬと云ふ觀念を、知らず識らずの間に起すであらう（「が、現実には逆である」）³¹と、廢兵遺族の困窮を、現役兵士の士気維持の観点から問題視していた。彼らの問題関心は、兵士家族、廢兵遺族の困窮に対する同情もさることながら、西本の言葉借りて言えば、地域社会（「郷党」）の救護への関心低下という事態の中で、いかに兵士の経済的「不平」を解消して「欣然として国家の徴集に応じさせるか」にあった。彼らが軍事救護の拡充など、当時としては特異な軍制改革論を公刊できたのは、言論内容、価値観の多様化を迎えた日露

戦後社会の中で、非現役という民間人に近い、比較的自由な立場にいたことが大きかったと思われる。

もつとも、日露戦後の軍事救護に関わる民間の議論のすべてが、単なる拡充論だったわけではない。当時すでに政界を退いて社会事業に従事していた板垣退助は、日露戦中活発化していた尚武会など民間の金品による救護について、「救護と〔義務負担への〕報酬とを混同せるものにして、国民的兵役の趣旨に遠ざかること甚だし」いから、救護はあくまでも労力奉仕など金品以外のものに限るべきと主張していた。本来徴兵は「人民自ら国家を衛るの謂にして、国民として樂を共にする者は、また憂をも共にせざるべからず、との道理を其の根本の主義」とすべきである、すなわち徴兵制度のもとでは全国民が自発的に国防に参加するのが必須の建前であるのに、金品中心の軍事救護が義務履行に対する一種の「報酬」と化しており、それは国民の徴兵に対する（自発性）という理念の否定につながるというのである。板垣も戊辰戦争で実兵の指揮をとったという点では「もと軍人」の一人であり、兵士の待遇に対する関心も高かったと思われる。

板垣は戦後「廃兵の慰安」（一九一三年）などをあらわして、廃兵の「世を厭ひて人生を詛ふが如き極めて悲惨なる生涯」に深い同情を示した。しかし兵役税論については同年の「徴兵の精神」にて、「血税の義務を尽すを得るを以て無上の幸福なりと為すのが「徴兵の精神」であるはずなのに、免役者をして「兵役を免れたるを以て幸福なりと為し、自から之を祝する所の報酬として其利益に向つて課税するの意に出でしめば、これ実に「我一兵卒となりて国に尽くさん」との精神より出づる所の全国皆兵の主義を根本より破壊するものにして、由々敷き一大事と謂はざる可からず」と批判した。兵役税を導入して非服役者に課税すれば、服役を免れたことがあつかも「幸福」であるかのような印象を与え、それでは「身を挺して国に殉ずるを喜ぶ所の国土の気象は勢ひ失墜せざるを

得」なくなってしまう、というのである。

彼は兵役税の資金を事実上の「報酬」として受けることになる兵士についても、「徴兵の精神は変じて傭兵の精神となり、義務の為に働きたる者は利益の為に働くに至り、国民拳つて国を護るの主義は根本的に破壊」されてしまうと述べている。板垣の反兵役税論は、近代国民国家における徴兵制度の根本理念（「我一兵卒となりて国に尽くさん」）に深く関わる内容を持っていた。

升田の側にとつても、こうした批判は自論の正当性に直接関わるだけに、決して無視できないものだった。そこで彼は『最新兵役税論』中、「兵役税賛否論」に関して特に一章をさき、兵役税が兵役負担の「代償」となって徴兵の理念を傷つけるとする議論に反論を行った。そこでは同税導入論があくまでも「国民の兵役義務に対する冷淡忘閑を戒め、以て国防に関する義務的思想を普及」（九六頁）する意図に基づいていることが強調されている。この意味で、日露戦後の民間における軍事救護に関する議論は、国民の兵役観のあり方をめぐる議論でもあったと言える。

以上、日露戦後の軍事救護—国家主体論、その一形態としての兵役税導入論は当該期の重税による民衆の疲弊、軍事・徴兵兵士への社会的関心の低下という状況の中で、廃兵遺族、そして現役兵家族の経済的な不満の抑制↓兵士の「士気」低下防止という、いわば徴兵制度の「補完」策的観点から提起された。こうした議論は一九一五年以降、議会の問題ともされていく。

② 議会における軍事救護拡充論

1 武藤山治・矢島八郎の理念と主張

兵役税法案は衆院議員矢島八郎（一八五〇—一九二一年、立憲同志会、

群馬県選出)らによって作成され、第三五議会以降連続して議会提出されることになった。特に第三七議会議案での審議(一九一五年一月二月)翌年二月)では、当時鐘紡の重役であった武藤山治が事実上中心となつて作成された「救護法案」(全十三条、廃兵、戦病死者遺族、現役・応召兵士家族に対する「軍事救護金」の支給などを規定)と合同で衆院へ一括提出され、政府特に陸軍との間で活発な論議が繰り広げられた。

郡司前掲論文は、この第三七議案での議論の過程について詳細な検討を行い、それを経て陸軍が軍事救護法制定に動き出したことを指摘しているが、疑問に思われるのは、本稿冒頭でもふれたように、矢島ら兵役導入論者の意図を(兵役負担の均衡)と、武藤らの意図を(廃兵遺族の国家救護)とのみ表現している点である。すなわち、なぜ兵役負担は(均衡)化されねばならないのか、廃兵遺族はなぜ国家に救護されねばならないのか、という彼らの根本的な目的・論理について、ほとんど触れるところがないのである。前章では日露戦後の民間における軍事救護―国家主体論が、兵士の「士気」低下防止という観点から提起されていたことを指摘したが、実のところそうした発想は武藤、矢島らにも共通のものであったと考えられる。以下、この点を彼らの実際の記述、議会での発言などから検証していこう。

当時まだ国会議員ではなかった武藤(彼が衆院議員となつたのは一九二四年から)は、衆院議員林毅陸などに協力を依頼して一九一五年五月、第三六議案に「出征軍人家族・廃兵・戦病死者遺族救護ニ関スル建議案」を提出し、政府に「適当ナル方法」を採るよう求めるなどの運動を行った。同建議案は六月九日衆院を通過したものの、貴族院にて審議未了となつたが、そもそも彼が軍事救護問題に関心を持ったのは、日露戦争で戦死した彼の弟の恩給が余りに少額だったこと、また新聞で第一次大戦出征者家族の生活難を知つたためだったという。

しかしより本質的な理由として、戦死者遺族、廃兵たちの生活不安が

「遂ニ護国ノ根本精神ニ憂フベキ影響ヲ及ボス」(前記建議案中の文言)、すなわち兵士の軍隊観の悪化につながるという彼の危機感が挙げられる。なぜ武藤がかかる危機感をもつて運動を展開したのか、それは彼の軍隊観・徴兵観とも関連して考察されるべき問題であろう。彼の主張の詳細を、後の著書『軍人優遇論』(初版一九二〇年、ダイヤモンド社)中の記述から分析していきたい。まず武藤の軍隊観の問題であるが、それを象徴しているのが以下の一文である。

今日の経済生活が、国家を単位として、互いに競争を擅にすると云ふ伝統的組織に、一大変革を生じない限りは、武装の勢力が、好むべきであると無いとに拘らず、依然として続くのは已むを得ない。
 『軍人優遇論』六四頁)

すなわち国家の保持する軍隊は、その国家を単位として行われている経済競争(「資本家」たる彼にとつて、主要な関心の対象)を保障する一種の必要悪という認識であり、その軍隊を根底で支えるのが一般兵士の士気である。ところが彼は、物売りの廃兵が演習中の兵士の一群に向かい、自分たちのようになっては馬鹿らしいから程々にしておけと言つたという話(この話は一九一五年一月二三日、第三七議案衆院における林毅陸の「救護法案」提案理由説明の中でもふれられている)などを耳にして、次のような危機感を抱くに至つた。

生の執着は、(中略)人間の行動、事業の過程の一切を支配するは無論の事、其の執着の意味が、文明の進歩と共に益々濃厚の度を増すとすれば、命を的にして義勇奉公の精神に終始する軍人の生活は、如何に其の影響を感じるであらう乎。軍人も亦人間である。人間としての普通の感情は、軍人をして死ぬ者貧乏の思を懐かせずに居るであらう乎。否、一般社会は、軍人をして、此の如き思を懐くの邊無からしむるまでに軍人の待遇に心を用ひて居るであらう乎。一身既に国に許した後に、骸は既に草場の露と消えた後に、其の遺族を

却て路頭に迷はしむるが如き、不幸なる、無情なる、残忍なる実例を、社会は余りに多く作りつゝありはせぬ乎。(同六七頁)

彼が自ら兵士の「死ぬ者貧乏の思」を除くべく軍事救護拡充運動を開始したのも、「資本家階級にして、其の地位を思ひ、其の責任を顧み、其の永久の利害を想像することが出来たならば、此の問題の解決の如く至急を要するものが無いことを覚るであらう。「中略」而して此の如き率先的声明は、今や明に資本家階級自らの最高義務の一種である(同一一九頁)と、労働者階級出身者が多い兵士とその家族遺族の救護問題を、単なる同情だけではなく、「資本家階級」たる自らの「永久の利害」の問題としても捉えていたからであつた。そしてその救護の主体として想定されるのは、「国家の救護を補ふがために、世間の同情者が、更に各種の慰安の方法を講ずるのは別として、国家が其の救護の全責任を挙げて之を慈善団体の負担に委して顧みないのは、乱暴も亦甚しい」(同七三頁)と民間ではなくあくまでも国家であり、「資本家階級」はその要求を政治の場で率先して行う義務を有する。これが武藤の達した結論であつた。

彼の軍事救護―国家主体論の背景には、本稿第一章にて検証した、廃兵遺族たちに対する日露戦後社会の無力無関心があつた。そのことは、「日本の家族制度と隣保相助くるの慣習とは、或る意味に於いて、大いに世界に誇るに足るが、之を戦死者遺族及廃兵救護の立場より観るときは、固より之を以て足れりと為すべきではない。彼等の親族、彼等の隣保も、概ね彼等と同一の境遇に在るが故に、實際上之に頼ることが出来ない。(中略)所謂徴兵忌避が、少なからず経済上の打撃に由来して居ることも、此の事実に関連して知ることが出来る」(同七五頁)という記述や、「軍人後援会愛国婦人会町村尚武会其他ノ私立団体」による救護が「言フニ足ラヌ瑣々タルモノ」であるという、彼の協力者林毅陸の「救護法案」提案理由説明(本稿註(24)参照)からもうかがえる。

こうしてみると、武藤における軍事救護拡充運動の目的は、それによ

る兵士の士気向上・徴兵からの離反防止↓自らの経済活動の安定化、という一点に尽きるとさえ言えるのである。⁽³⁵⁾

一方の兵役税法案の提出者、矢島八郎については残念ながら関連史料に乏しいが、彼が兵役税法制定運動を開始するに至った背景には、兵士家族の困窮に対する同情があつた。もともと矢島に運動を勧めたのは、地元高崎市在住の野中卯三郎なる人物であつた。彼の詳細な履歴は不明だが、⁽³⁶⁾彼が兵役税導入を必要と認識するに至つたのは、自分の息子は兵役を免れたのに、隣家の息子は三人とも兵役にとられ、甚だ気の毒な状態に陥つたのを見たからだといふ。⁽³⁷⁾そこで野中は「同郷の先輩代議士」矢島を訪ねて援助を依頼し、以後数年間陸軍省内務省などへも熱心に陳情してみたが、なかなか了解を得ることは困難であつた。そのため彼らは「どうしても議会の問題として提出し解決するより外に方法がないと決心し」たといふ。この挿話から、矢島たちの運動が、兵士とその家族たちの重い経済的負担に対する同情に起因していたことがうかがえる。なお矢島が野中の主張に同調した背景には、彼が日露戦中の高崎市長・高崎尚武会長として軍事救護の現場に立つたことがあるとも想像される。⁽³⁸⁾

しかし、矢島らが武藤と連合する以前の第三六議会から兵役税導入が必要な理由として実際に掲げていたのは、①「国民皆兵」の実現、②「国民義務」の平等化、③兵役を免れる者の多い「富者階級」と兵士を多数出している「貧民階級」の経済的格差の是正、④服役期間中の経済的損失に起因する、自傷などの徴兵忌避行為防止、⑤兵士の給料増額、廃兵・軍人遺族の「特別保護」の財源確保、⑥「比較的公平ナ、ソシテ何人ニモ余リ異論ノナイ新規ナ良税」であること、⑦廃兵・軍人遺族の「寄付ノ勧請ヤ物品ノ押売」の防止、の七点であつた。

矢島によれば、法案提出の目的とは要するに、「自然ト徴兵忌避ノ原因ヲ減退致シマシテ、〔中略〕其上兵卒廃兵軍人遺族、其他ノ軍人待遇改善

問題ヲ良好ニ解決シテ、現在及将来ニ於ケル軍人ノ志氣ヲ鼓舞作興致シ、「国民教育上及軍事上ニ多大ノ利益ヲ得マスト共ニ、社会政策上ニモ亦多大ノ貢献ヲナス」ことにあつた。そして彼は、これまで兵士の在営中、あるいは戦死後その家族の経済的困窮を救護してきた民間の「義侠団体」ではもはや、「安ンジテ居ルコトハ出来ナイ、ドウシテモ国ニ於テ尽スベキモノト確信」⁴⁰するとも述べていた。

矢島らの運動は本来、現役兵の経済的困窮に対する同情から出発していた。しかし彼は実際の政治の場では、税の徴収を通じた義務負担の（公平化）とともに、それを手段とした兵士家族遺族、廃兵、そして給料増額による現役兵自身の待遇改善―兵士の「士気」向上もまた、兵役税の利点として強調していたのである。義務負担の（不公平性）自体よりもむしろそれが「貧富ノ懸隔ヲ益々大ナラシ」め、兵士の不満を醸成することこそが「社会政策上最モ憂慮スベキコト」として問題視されていたのである。

矢島がかかる論理を議会で提起した背景には、前章で取りあげた『最新兵役税論』の升田憲元の存在があつたようである。升田は矢島に対し、おそらく依頼されて「参考意見」を提示する役割をつとめていた。⁴¹徴兵兵士の「士気」低下防止という升田の議論は、本来兵士家族の困窮に対する同情から運動を開始した矢島らにとつても、自らの主張を政治の場で陸軍に対し正当化していく上で都合なものとして、かつそれ自体一定度の正当性を持つ論理としても受け入れられたのではなからうか。例えば矢島の掲げた目標中、「社会政策」への貢献などは、升田の影響をうかがわせる。そして升田もまた矢島を通じ、自らの持論を議会という現実政治の場で主張することができたと言えよう。

ところで、郡司前掲論文は当初別々に企図されていた武藤らの「救護法案」と矢島らの兵役税法案の合同提出が、相互の補充（兵役税は救護法の財源となり、救護法は兵役税による収入の用途を法制上明確にす

る）という意図に基づいていたことを指摘している。しかしその連合の目的はあくまでも相互補充という臨時的、便宜的なものであり、それぞれの目標、意図については（兵役負担の均衡）、（廃兵遺族の国家救護）にあつたという以上の説明はされていない。たしかに武藤は救護の財源を兵役税ではなく、国庫負担とした方が救護の趣旨にかなうと考えていた。もっともなぜ兵役税では不可なのか理由は明確でないが、その方が義務遂行者に対する国家の「誠意」が明確化されると考えたためとも想像される。

しかし（兵役負担の均衡）、（廃兵遺族の国家救護）を通じて両者は何を実現したかったのか、という観点からそれぞれの主張を検証してみると、矢島たちが武藤との連合以前から議会で主張していたのは、兵役税による（兵役負担の均衡）化を手段とした徴兵忌避、兵士の「士気」低下の防止であつた。その矢島と、軍事を自らの経済活動の基盤ととらえ、兵士の「士気」低下を憂慮する武藤とでは、少なくとも表向きに表明された理念面での距離は、さほど遠くなかつたと評価できるように思われる。

武藤も後に兵役税について、「戦病死者の遺族に対しては、少くとも最低度の生活を保障して、心安く其の生を終わらしむるの方法を立つべきである。国防的精神の充実と緊張とは、此の保障の上に於て、始めて期待すべき事実であらう。所謂兵役税は、此の保障に対する基本的条件として主張された」と、その理念に自らのそれとの類似性を認めている。また矢島らにとつても、兵役税の収入による（廃兵遺族の国家救護）は、例えば升田が廃兵の悲惨な生活を「現在又は将来に於ける兵士の士気に影響を及ぼす」と述べているように、当初から主要な問題関心のひとつであつた。矢島、武藤が議会の場でそれぞれ展開した議論は、（徴兵兵士の士気低下防止）を目標とするという点で、まさしく一致した内容を有していたのである。両法案は二十数回の委員会審議を経て、一部修正の

うえ、一六年二月一九日の衆院委員会、同月二四日の本会議で可決された。この要求に対し、陸軍はどのように対応したのだろうか。

2 陸軍の兵役税・軍事救護観

陸軍は第三七議会で矢島・武藤らの要求に対し、現役兵家族、廃兵遺族に対する救護拡充の必要性は認めるが、財源案としての兵役税導入については「全然御同意方出来ませぬ、〔中略〕兵役ノ義務ナルモノハ決シテ金銭ヲ以テ代ユルベカラザルモノデアル⁽⁴⁵⁾」として反対するという態度を表明した。なぜ陸軍がそのような態度をとったのか、本節では陸軍の兵役税観と、一方で救護拡充の必要性それ自体は認めるに至った経緯・理由を分析していきたい。

陸軍がその部内資料中、兵役税を不可とする理由として挙げたのは、「服役者非服役者モ共ニ兵役ヲ以テ若干ノ金銭ニ相当スルノ行為ナリトシ或ハ自ラ兵役ヲ輕ンシ志氣ノ減退ヲ来シ或ハ納税ヲ以テ兵役義務ヲ尽シタリトシ軍人ニ対スル後援ノ念ヲ消磨スルニ至ル⁽⁴⁶⁾」というものだった。本来「至大ノ権利」であり「崇高ナル道徳的行為」であるはずの兵役義務が、実は金銭で免れられる程度のものだとの印象を国民に与えるというこの指摘は、兵士の兵役観⁽⁴⁷⁾「士氣」の問題を重視している点で、先に掲げた板垣退助の反兵役税論と共通の性格を有していると言えよう。そして兵役税の収入が、兵士に対する事実上の「代償」として使用されることを警戒する姿勢も、陸軍には存在した。例えばやや後のことであるが、陸軍における「大臣以上ノ大臣⁽⁴⁸⁾」の一人長谷川好道元帥は、一九二一年五月、読売新聞記者中尾龍夫（元陸軍中尉）が紙上にて兵役税導入論を展開した際、「人を介して」次のような異論を寄せたという。

俺の兵役税に反対だと云ふのは明治十年前後に存在して居たやうな兵役税、即ち兵役を免がれる為に金を納めたアノ様な兵役税は国民皆兵の精神に反するからいかぬと云ふのである、「中略」従つて徴兵

令の欠陥を補ふ目的で不合格者に税を賦課しやうとする意見には決して反対ではない、併し一旦課した兵役税の収入を如何なる方面に使用するか、即ち何の財源に充てるかと云ふ事は頗るむづかしい問題だと信じて居る。⁽⁴⁹⁾

この発言は、かつて板垣が指摘したように、兵役税による収入が兵士の義務履行に対する直接の「代償」として用いられ、彼らが名誉ある義務ではなく金銭のために働くことになってしまふことを警戒していると思われるであろう。従来の研究では、兵役税が義務の名誉性を損なうとする陸軍の主張は、兵役負担の「不公平」性暴露を防止するための「表面上の理由」、「建前論」とされて⁽⁴⁹⁾いる。むしろ兵役義務の「公平性」、「国民皆兵」は、重要な理念である。しかし陸軍は、例えば田中義一が一九一六年、わざわざ『壮丁読本』なる本を執筆して「兵役は健康にして善良なる国民の公権にして、また名誉の義務⁽⁵⁰⁾」と述べるなど、「国民」がなぜ「皆兵⁽⁵¹⁾」とならねばならないのかをその国民に向かつて常に説明、正当化し続けていかねばならなかったことを想起してみよう。兵役の「名誉」性、「権利」性とは、陸軍がその際に用いることのできた数少ない「理念」であった。本来「名誉」であり「権利」であるはずの兵役義務に、兵役税の収入による「代償」を設定することは、陸軍の目には明らかな矛盾として映つたのである。

事実、実際の兵士たちに対しても、兵役義務とその「代償」の関係について陸軍は、一貫して次のような説明を行っていた。以下の①は一九〇二年、②は一九二五年に、それぞれ兵役税導入に関する議論とはおよそ無関係な軍隊教育の場で、兵士たちに向けて語られた言葉である。

①兵卒ノ給料ハ其名給料ト称スレドモ其実ハ手当金ナリ〔中略〕我
國ノ兵卒ハ必任義務兵ナルヲ以テ給料ノ為ニ服役スルモノニアラズ、
即チ國家ノ為メニ服役スルモノナリ故ニ真ノ給料ヲ受クベキモノニ
アラズ⁽⁵¹⁾

②兵役には報酬なしと雖も優遇の途は成るべく講ず。我々は報酬を得て国に殉ずるのではなくして、報国殉国の崇高なる精神より出で、居るのである。「中略」世間の云ふ所の「くぢのがれ」なる者に兵役免除税を出さしめ、その金を以つて服役者の家族を救助しては如何。」と云ふ説もあるがこれは一応尤もの様にも思はれるが、今日我が国にて実行されて居らぬと云ふのは、我が国の兵役の根本精神に不都合を出すからである。入営した者は入営せぬ者に依つて救助されたならば、入営した本人は如何なる感じがするであらう。例へばその税金五十円なら、五十円を以つて自分は現役に買われて来たと感じるのであらう。つまりその五十円の償をするために軍隊に入つて来たと云ふ様な訳になるのである。此の如くになつては我が兵役の根本精神、即ち報国殉国の崇高なる精神が全く無くなつてしまふ³²

こうした史料をもとに考えれば、兵役義務と金銭の（同列化）を懸念する陸軍の主張は、単なる「建前論」としてではなく、先に掲げた板垣の反兵役税論と同様に、兵役（義務）の存在を国民・兵士に対していかに正当化し続けるか、という意味での政治的配慮を反映した論理として読むに足ると考へる。

むろん、陸軍のこうした観念が現実の国民に浸透していたか否かは、また別の問題である。しかし陸軍には、兵役の（名譽性）という理念が形骸化すればするほど、かえってこれを守らねばならないという危機感もあつたのではなからうか。本稿冒頭に掲げた、兵役と納税が同じということになれば、自然兵役が軽んぜられ、「崇高ナル觀念カラ遂ニ引落トサレテ」しまふとする山梨半造陸相の発言（本稿註（2）参照）も、こうした陸軍の危機感を端的に表したものと解釈できる。

かくして兵役税法案、「救護法案」とも貴族院にて審議未了、廃案となり実現することはなかつた³³。それでも陸軍は第三七議會終了後の一九

一六年八月以降、自ら軍事救護法の制定に着手し、翌年七月には法案を議會提出するに至る³⁴。当初廃兵遺族は恩給、扶助料などでそれぞれ相当の生活を営んでおり、「それでもまだ足りない所は軍人後援会や愛国婦人会或は尚武会などが心配して補助を与へて居り、また隣保の互助の交誼から互に面倒を見合つて居る」として救護問題に「無関心の有様」と批判されていた陸軍はなぜ、まがりなりにも法の制定に向けて動いていくことになつたのだろうか。その理由について考えてみよう。

郡司前掲論文は、陸軍が第三七議會にて矢島らの主張に一定度「讓歩」せざるを得なくなつた「客観的情勢」として、都市化に伴う「隣保相扶」の無力化、国民の兵役觀念の悪化を挙げている（九〇―一〇頁）。しかしそれは、彼らとの議論を行う以前から、陸軍にとって自明のこととして認識されていたのだろうか。

武藤が第三六議會に提出した軍事救護拡充に関する建議案（前出）の審議中、確かに大島健一陸軍次官は「主義ニ於テハ無論御同意ヲ致」す方針であり、「適当ナル方法ヲ見イダシマシタナラバ是ガ実行ト云フコトニハ各ナラス考」であると議會で答弁した。しかしその「適当ナル方法」となると彼は、「確トシタル方法ヲ定メテヤルコトハ出来ナイノデ、ヤハリ地方デ協力シテ県以下郷党ニ於テ之ヲ保護スルトカ、或ハ後援会デ援クルト云フ以外ニハ余程ムヅカシカラウ³⁵」とも述べていたのである。この時点で陸軍は日露戦中同様の「郷党」、民間団体主体の救護に固執する姿勢も示しており、未だ問題を切迫したものとして捉えていなかったともみることができよう。

その陸軍が一転自ら軍事救護法を制定するに至つた理由として、第一に武藤、矢島らが第三六、三七議會にて繰り返し提起した議論が単純な同情論ではなく、現役兵家族、廃兵、戦死者遺族の困窮は「郷党」（具体的には本稿で検証した通り、「尚武会」などの民間軍事救護団体）による救護の不振のため、もはや解決不能な段階にあるという具体的内容を有

していることが挙げられよう。⁵⁷⁾そして第二に、最前述べたとおり武藤、矢島らが兵士家族遺族の困窮を現在、そして将来の兵士の士気維持に関わる問題と位置づけ、救護拡充を兵士の「士気ヲ鼓舞シテ、前途非常ニ国家ノ為ニ利益デアル」と、陸軍の利害とも共通する、いわば徴兵制度の「補完」策的な論理のもとに要求したこともある。

かかる（徴兵兵士の士気低下防止）という要求を受けて、例えば陸軍省軍務局歩兵課は第三七議会中、前述の通り兵役税には基本的に反対しつつも、同税が「兵役服務者ヲシテ後顧ノ患ナク完全ニ兵役義務ヲ遂行セシムル為帝國臣民全部ガ拳テ兵役気武者ノ家族ヲ優遇扶助スルノ義務ヲ有ス」という趣旨に基づくのであれば、「進テ同意ヲ表セントス」と述べている。兵士の「後顧ノ患」を除くという矢島らの理念それ自体には、「進テ同意」しているのである。また議会の場でも、隈徳三陸軍主計総監は歩兵課と同様、兵役税に関しては「全然御同意ガ出来マセヌ」としつつも、国家による救護拡充自体は「士気ガ疎漏セザルノミナラズ、益々振ッテ来ルト考ヘマス、要スルニ軍人ハ後顧ノ憂ナクシテ誠心誠意君国ノタメニ一身ヲ抛ツコトガ出来ルノデアリマス、此救済法優遇法ヲ御設ケニナルコトハ賛成ヲ表スル」と答弁している。これらの発言からも分かるように、財源を兵役税に求めるか否かはまた別の問題となるにせよ、救護の拡充それ自体は、兵士の「士気」向上という点で陸軍自らの利害にも直結する問題であった。それゆえ、決して無視あるいは否定できるものではなかったのである。

陸軍がなぜ自ら軍事救護法を制定するに至ったのか、というごく素朴な問題を考える際、同法の運用が内務省の所管であって、軍事費には直接影響しないなどの副次的な理由も挙げられよう。しかしより本質的には、武藤、矢島らの議論の受容を通じて日露戦後社会における「隣保相扶」の無力化を知り、かつ平時から兵士家族らの「救済法優遇法」を整備していくことは自らの利害にもつながるといふ認識を明確化していく

という経緯、およびその際に武藤や矢島らの議論が有していた、「説得力」の問題を抜きにした説明は困難であるように思われる。

軍事救護に対する社会的関心の低下と、これに連動した兵士の「士気」低下防止という議論の枠組みは、日露戦後の民間における軍事救護関連の議論がほぼ等しく有していたものであったが、武藤らがそれを繰り返し議会にて展開したことは、軍事救護法の制定過程において重要な役割を果たしたのである。

おわりに

郡司前掲論文は、軍事救護法による救護が結果的に現役兵士家族に集中したことから、同法を陸軍による貧困者徴集免除の代替策と位置づけ、同法の特質は「兵役負担の均衡」は無論のこと、（廃兵遺族の国家救護）に存じた点でもなく、貧困者により重い負担を強い徴兵制を補完する機能をはたした点にこそとめられる（二四頁）と結論づけている。しかし日露戦後、民間で展開された軍事救護—国家主体論、そしてその一形態としての兵役税導入論の内容・論理を検証してみると、徴兵制とは国家救護という手段によって不断に「補完」し維持していくべきもの、という認識の枠組みは何も陸軍だけの専有物ではなく、民間の軍事救護拡充論にも共通のものであったということが確認できた。そこでも貧困者の徴集免除云々はおよそ問題とされていなかったのだが、問題は、そもそもなぜ徴兵制は「補完」されねばならないのか、いかなる意味で軍事救護が徴兵制の「補完」策たり得ると主張されたのか、ということである。

当該期の民間における軍事救護拡充論、兵役税導入論の多くは、西本国之輔や升田憲元など、それぞれ自ら理想とする国防像を持つ、非現役軍人によって提起された。彼らの議論は兵士家族遺族、廃兵の困窮に対

する単純な同情論ではなく、彼らに対する経済的待遇の悪さが兵士の「士気」―国防への意欲の低下を引き起こしており、しかもそれは日露戦中のような地域・民間団体の救護では解決困難（「世人の同情」の冷却化）とする認識に基づいていた。彼らがそうしたユニークな軍制改革論を公けにできたのも、非現役という相当程度民間人に近い、自由な立場にたっていたからと思われる。その意味で彼らの議論は、価値観、言論内容の多様化を迎えることになった日露戦後社会、「民間」の産物に他ならなかった。

軍事救護の拡充を議会の問題とした武藤山治にしても、その主張の要点は、廃兵遺族、そして戦時の応召兵家族にのしかかる重い経済的負担が、それを見た現在の兵士、そして将来兵士となる者の「士気」を削ぎかねない、という点にあった。「資本家階級」としてのアイデンティティを持っていた武藤は、徴兵制軍隊の動揺を、自らの経済的活動の基盤に関わる問題として意識した。そこで彼は、具体的な統計も掲げつつ、その解決を繰り返して政治の場で主張したのである。

矢島八郎ら兵役税導入論者についても、彼らの運動はもともと現役兵家族、そして廃兵遺族の悲惨な生活に対する同情に起因していた。しかし実際の議会の場でそれは、陸軍向けの正当化策的な面もあつたかもしれないにせよ、武藤と同様に現在の兵士、そして将来兵士となるであろう者の「士気」に悪影響を与えるものとして問題化されていた。その矢島らの主張に一定度の影響を与えたとみられる升田憲元の兵役税論は、国防の充実、兵士の「士気」低下防止を重視する立場からの発言だった。矢島らの議論もまた、内容的には徴兵制度の円滑な運用、すなわち制度の「補完」を支持している点で、武藤のそれと一致していたのである。

重要なのは、そうした民間の議論の有していた論理が、当初救護に「無関心の有様」と批判されていた陸軍にとっても自らの利害に通じるも

のであり、ゆえに決して無視、あるいは否定できるものではなかったことである。確かに陸軍は救護財源案としての兵役税導入には反対した。しかしそれは、兵士、その他の国民が兵役とは金銭で免れられる程度のものとの印象を持つ、兵士が義務ではなく金銭のために働くことになり、それは兵士の「士気」低下につながる、という理由によるものだった。かかる思考法は必ずしも陸軍、国家だけのものではなく、徴兵に対する国民の（自発性）理念を重視した板垣退助のように、民間の側にも存在していたものだった。

本稿が取りあげた、国家、民間の間で繰り広げられた軍事救護をめぐる論争の担い手たちは、兵士の「士気」―兵役義務に対する支持の獲得・維持（「徴兵制の「補完」」が必要であるという観念を有していた点ではいずれも一致していた。物質的救護を通じて兵士の不満を抑制すべきなのか、兵役の（崇高性）理念を堅持すべきなのか、兵士の「士気」維持のための方策こそが、議論の焦点となったのである。⁶³兵士家族遺族、廃兵中の困窮者のみを対象とした救護法・軍事救護法とは、陸軍がそのような議論の中から選択していった政策に他ならなかった。

もつとも同法による救護は、実際の給付金額が一人一日一五銭、一家総額六〇銭以内と少額であること、申請手続の煩雑さなど内容的に十分なものとは言えなかった。⁶⁴このためその後も兵役税（非役壯丁税）法案は、「危険不熟ノ思想」⁶⁵すなわち左翼思想対策の見地から、兵士家族遺族の一層の優遇、兵卒の増給などを目標に、引き続き議会の問題とされていく。一方陸軍部内でも兵役税導入論が宇垣一成などによって検討の対象とされたのは、兵役が国民の怨嗟的となつていく、とする同論の内容に、一定度の正当性を認めていたが故のことであつた。⁶⁶したがって日露戦争以降の国家による軍事救護政策の展開過程は、同時期の「社会ノ実際」⁶⁷に根ざした民間の軍事救護拡充論の論理、影響力と分離して考えることは困難であるし、同論を「反徴兵制」の思想と一括りにするこ

ともできない。

註

- (1) 例えば一九二一年の場合、徴兵検査受検者総数五万五千人一人に対する実際の現役陸軍入営者数は、一三万五九四八名であった(徴集率二四・六%)。受検者総数は『第四一回日本帝国統計年鑑』(一九二一年)五〇一頁、現役入営者数は『戦史叢書 陸軍軍戦備』(朝雲書店、一九七九年)八一頁挿表第四による。
- (2) 一九二〇年七月一九日、第四三議院非役壯丁税法案委員会(第二回)における、山梨半造陸軍次官の発言。
- (3) 拙稿「第一次大戦後の陸軍と兵役税導入論」『日本歴史』六一四、一九九九年七月。
- (4) 大江志乃夫『徴兵制』(岩波新書、一九八一年)一五〇―一八頁、同「天皇制軍隊と民衆」(遠山茂樹編『近代天皇制の展開―近代天皇制の研究II―』岩波書店一九八七年)八二―八七頁、同「反徴兵制の思想」(宮本憲一・大江・永井義雄編『市民社会の思想』御茶の水書房、新装版一九八九年)三七六―三七九頁(同論文のみ、福沢諭吉など日露戦前の兵役税論を取りあげたもの)、加藤陽子『徴兵制と近代日本』(吉川弘文館、一九九六年)一八一―一八五頁。
- (5) 現役・応召下士兵卒の家族・遺族、傷病兵中「生活スルト能ハサル者」に対する生業扶助や医療、現金・現品給与の実施などを規定した法案が政府より一九一七年六月、第三九議院に提出され原案可決、一九一八年一月一日より施行された。同法は、一九三七年に軍事扶助法と改称されるなどの改正を受けつつ、終戦まで国家による軍事救護の中心的法制度として機能した。
- (6) 一九一五年五月、第三六議院衆議院に林毅陸(議院における武藤の協力者)議員ほか三名が「出征軍人家族、廢兵、戦病死者遺族救護三関スル建議案」を、矢島八郎議員ほか三名が兵役税法案を提出した。大蔵省はこれを受け同年二月二一日独自に「壯丁税法案」を作成し、陸軍省に送付したが、陸軍省は翌一六年一月二五日、「先以テ兵役服役者及其家族ノ扶助法ヲ考究」し、財源に関してはその後検討したい旨の回答を次官名で出した。以上は郡司論文八、九頁も参照。
- (7) 升田『最新兵役税論全 一名兵役の神髓』(以下『最新兵役税論』と略記)一五七頁。升田は一九〇〇年陸士卒、日露戦争に従軍して大尉で予備役編入、一九一一年京都帝大政治科、一三年同法律科卒。同書は「陸軍歩兵大尉法学士」の肩書きで書かれている。のち陸軍省参事官、衆議院議員、弁護士として帝国在郷軍人会本部法律顧問などを歴任した。以上は『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』五八七頁による。
- (8) 佐々木隆爾「日本軍国主義の社会的基盤の形成」(『日本史研究』六八、一九九

- 三年九月)、桑山利和「日露戦争における軍人家族救護活動」(『三河地域史研究』七、一九八九年)、山村睦夫「帝国軍人援護会と日露戦時軍事援護活動」(『日本史研究』三五八、一九九二年六月)、飯塚一幸「日清・日露戦争と農村社会」(井口和起編『近代日本の軌跡3 日清・日露戦争』吉川弘文館、一九九四年)など。ただし遠藤芳信「1880〜1890年代における徴兵制と地方行政機関の兵事事務管掌」(『歴史学研究』四三七、一九七六年一月)はそういった「尚武会」的団体(文中では「徴兵慰勞会」と呼称)を、一八八九年の徴兵令改正前後より全国的に組織され始めたとしており、日露戦争の勃発はその活動を活性化させたものと考えられる。
- (9) 山村前掲論文七三頁を参照。また飯塚前掲論文二二九頁によれば、日露戦中の京都府内各市町村救護団体による救護実績(約五〇〇〇戸に二万四三七七円二七銭を給付)は、国費のそれに比して救護戸数で約一〇倍、金額で約二〇倍に達したという。
- (10) 桑山前掲論文は愛知県内の事例から日露戦中の救護の実態を論じ、町村独自の救助活動については『碧海郡奉公事績』(碧海郡教育会・同郡尚武会、一九一〇年)をもとに、同郡内の各町村のほぼすべてが月額四円五〇銭〜五〇銭程度の生活救助、耕耘補助費の支給、耕耘補助など何らかの援助活動を行っていたことを明らかにしている(四三頁)。
- (11) 日露戦中の各「尚武会」の活動は、長野県『明治三七八年戦役時局史』(一九〇七年)などいくつかの県・郡(ほか石川県、福岡県などが作成しており、前掲『碧海郡奉公事績』もそのひとつである)が戦後編纂した記念誌によって知ることができ、それらは戦中の国民の結束を顕彰するのが目的であり、戦後の状況をフォローしたものではない。また各市町村尚武会文書も一種の兵事文書として扱われたためか、管見の限り残存状況は必ずしも良好ではない。現存している兵事文書についても、例えば山本和重「旧和田村・旧高土村役場の兵事関係資料について」(『上越市史研究』二、一九九七年)が太平洋戦争敗戦時、からくも焼却を免れた新潟県内の両村の明治二〇年代から昭和二〇年代までの兵事文書の目録を掲載しているが、尚武会関係文書は一九一九年以降の簿冊しか含まれていない。
- (12) 佐々木前掲論文一五頁。
- (13) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』(東京大学出版会、一九七三年)。
- (14) 同団については、『明治廿七八年戦役 米沢奉公義団史』(同団、一九〇七年六月)を参照。同市の全従軍者一〇一〇名に対し、一月あたりの被救護戸数は最大で一四三戸・二四五名(一九〇五年三、七、八月)だったから、概ね七戸中一戸程度が救護を受けていたと推定される。
- (15) 『米沢奉公義団史』によれば、同団の寄贈金徴収は一九〇四年十二月ごろから困難化ははじめた。米沢市長二村忠誠が市内各町用番(代表者)に対する一九〇

五年三月二六日の「納税に就て」と題する演説(同年三月二八日付『米沢新聞』)の中で、寄贈金について「今日迄義団で救助して来たりたる者を金員が集まらずと云ふて之を捨て、置く訳にはなりませんまい捨て、置けは殺すより外はない」と、市税については「滞納者には」容赦なく滞納処分を施しすんずん遣て行く積りである」と述べ、一層の徴収強化を督促しているのは、この間の事情を示唆しているよう。

(16) 一九〇五年二月一五日付『米沢新聞』への、「労働生」の投書。

(17) 米沢奉公義団は寄贈金の減収とともに、まず一九〇五年一月九日、現役兵家族の救護を中止した。その際「予後備兵ハ從來一家ノ主働者トシテ妻子ヲ養育シ来タリシカ時局ノ為メニ応召シテ家計上ノ困難ヲ来」しているのだから団が救護するのは当然だが、「現役兵ハ当然国家ニ対シ勤ムヘキ義務ニシテ常時ト些モ異ル処ナ」(前掲『米沢奉公義団史』六頁)いづれから、救護は不要との説明がなされている。同団の米支給戸数は出征兵士の帰還とともに逐次減少し、一九〇六年六月一戸に支給して打ち切りとなり、同時に解散するに至った。解散の理由については、「出征軍人漸次凱旋帰郷シテ復タ救護ノ必要ナキニ至」(同一〇九頁)つたためとされている。

(18) 新潟県第二部長野田藤馬「町村尚武会奨励に関する通牒」(『新潟県尚武会雑誌』五、一九〇六年七月)。新潟県は一九〇八年六月「尚武会規則」を制定して各市町村に設立を督促したが、実際に各地で設立が進んだのは、日露戦争勃発後のことであった。この点は『新潟市史通史編3 近代(上)』(一九九六年)二六九、二七〇頁を参照。

(19) 帝国軍人後援会は、当初「軍人家族救助義会」として一八九六年、衆院議員郡山保定らによって設立され、全国に支部・出張所を設けて会費・寄付金を集め、困窮軍人家族遺族、廃兵救護にあたった。日露戦中の一九〇四年には、「普通保護費」として困窮軍人家族遺族三九一三戸に一万三三九一円を、翌〇五年には三〇五四戸に三万七二五九八錢(〇五年のみ「小児保護費」、「慰問保護費」を含む)を給付するなどの活動を展開した。同会は一九三九年、全国の各規模民間援護団体を一本化して設立された「恩賜財団軍人援護会」に統合されるまで、全国最大規模の民間救護団体であり続けた。以上は『財団法人帝国軍人後援会史』(同会、一九四〇年)を参照。

(20) 牛尾「無形の後援」(『帝国軍人後援会機関誌』「後援」一三三、一九一一年六月)。
 (21) 前掲『帝国軍人後援会史』巻末年表一七八〜一八〇頁による。
 (22) 一九〇七年五月二三日、愛国婦人会主事会席上での顧問清浦奎吾の演説(『愛国婦人』一三〇、同年六月二〇日)。

(23) 前註に同じ。
 (24) 帝国軍人後援会による調査と、別の「信スヘキ調査」を総合した結果。一九一

五年一月二六日、第三七議院本会議における、林毅陸議員(無所属団)の「救護法案」提案理由説明による。

(25) 本稿は各「尚武会」など民間救護団体の実態解明を直接の目的とするものではないが、筆者が未知の史料も存在すると思われ、今後その解明につとめていきたい。なお日露戦中、「尚武会」などでは出征兵士家族・遺族増加対策として、「授産」(職業補導)による彼らの自活を重視していた。しかし割り当てられた仕事は軍需品の生産が主であり、戦争終結とともに「授産」による生活維持が困難化していった点については、桑山前掲論文を参照。なお米沢奉公義団でも軍用ガ―ゼ、リンネル製造を留守家族に行かせたが、一九〇六年四月には「家遺族救護ノ必要ナキヲ以テ」(前掲『米沢奉公義団史』五〇頁)、いづれも中止されている。

(26) 松尾尊允『大正デモクラシー』(岩波書店同時代ライブラリー、一九九四年)一三三頁参照。

(27) 西本「兵制改革」(『第三帝国』一六、一九一三年一〇月)。

(28) 升田の想定する納税義務者は、兵役義務を有する者のうち、徴兵検査と抽籤の結果「兵役若くは現役を免れたる者及徴集を猶予せられたる者」だった。ただし身体障害者、貧困のため納税能力のない者などは除外する。税率は「階級税」として各納税者の資産に応じ五段階の差を設け、これとは別に所得税を負担している者には付加税を設定する。納税期間は七年間(実際に兵士となる者の服役期間が現役・予備役あわせて七年のため)、これによる収入は実施より七年経過した段階で合計約一〇〇〇万円。その使途は兵卒家族救助費として三九万円(現役兵家族中救助を要する家族が約三〇〇〇戸あるので毎年一〇〇円を給付し、予後備兵の演習召集期間中扶助を要する家族も三〇〇〇戸あると仮定してこれに一五万円を給付する)、兵卒給料増加費として二二万円(陸軍全兵卒の給料を五割増しし、海軍志願兵にも同じ額を増給する)、軍人遺族扶助料増加費として一四一万円(一九一〇年の軍人恩給法改正より前に恩給額の確定した受給者は平均三割を、それ以後の受給者は一割増額)、廃兵保護費(恩給増額、廃兵院拡張)として四二万円、戦時に予想される多数の兵士家族遺族、廃兵の救済準備金として五〇万円、残りは一般歳入に繰り入れて通行税や穀物移輸入税の廃止、生活必需品の価格や税率の引き下げ、小所得者の所得税の減免、一般営業税の軽減などに充てること提案されている。

(29) ここでいう「徴兵忌避の防止」とは、中産以上の階級の者が徴兵による経済的損失を免れるために海外へ「仮装旅行」したり「仮装学生」となる事例が多いので、兵役税を徴収して「経済上何等利する所」をなくし、そうした行為を防止しようというものである。

(30) 西本「軍制改革論」(興文館、一九一二年)。

(31) 牛尾前掲「無形の後援」一四頁。

- (32) 板垣「軍人救護意見」(一九〇四年)、板垣守正編『板垣退助全集』(初版一九三一年、『明治百年史叢書』第九七巻として一九六九年、原書房より復刻)四七九〜四八八頁。
- (33) 前掲『板垣退助全集』七一〜七二八頁。
- (34) 第三七議会で兵役税法の内容を要約すると、納税義務者は適齢にして陸海軍の現役に服せざる男子(戸主でない者は戸主が税を負担)、税率は所得税法による第三種所得に対する納税義務者は第三種所得金額の千分の二〇、第三種所得に対する納税義務者ではなく公民である者は五円、公民でない者は三元(納税期間はずべて七年間)。なお入営後公務による傷痍疾病により現役免除または召集を解除された者、一家に二人以上の現役相当者があって一人が現役服役している場合、その他の者、徴兵令第一九・二二条の該当者(生活困難による服役免除者、戦時・事変に際し召集を受けた者などは税を免除とされた)。
- (35) 武藤が第三六議会提出の建議案において、(廢兵遺族)だけでなく戦時の応召兵家族も救護の対象と位置づけていたのも、戦時における兵士の士気を重視していたからに他ならなかった。なお、現役兵家族は当初の建議案中では救護の対象とされていなかったが、これは現役兵が戦時における応召兵よりも年齢が比較的長く、また実質二年程度の服役を終えれば再び実家に戻れるなど、廢兵遺族、応召兵家族に比して困窮の度合いが低いとみなされたからと想像される。ただし第三七議会で提出された「救護法案」の条文中では、後述する矢島八郎が現役兵家族の困窮問題を重視していたためもあってか、現役兵家族も救護の対象に含まれている。
- (36) 野中自身も第三五議会で「兵役税法設定請願」を一三〇名と共に提出している(防衛庁防衛研究所図書館所蔵『大正六年甲種第六類 永存書類』)が、身分は「平民商」とのみ記されている。
- (37) 金太仁作『武藤山治ト軍事救護法』(国民会館公民講座部、一九三五年)一三九頁。なお金太は武藤の側近として軍事救護拡充運動に尽力した人物である。
- (38) 日露戦後の高崎尚武会などの活動状況は市行政資料の焼失のため残念ながら不明だが、日露戦中の県宛の報告によると、同市からの出征軍人は一三三名、うち生計困難な者は五五名と他の市郡に比べて困窮の度合いは高かった。この経験も矢島に救護拡充運動を開始させる一要因となったのではなからうか。以上は「軍人家族救助状況調」(群馬県行政文書 明治三四〜四三年 雑事)、「群馬県史資料編二」九一〜九二(四頁)を参照。
- (39) 一九一五年六月一日、第三六議会議院本会議における矢島の兵役税法提案理由説明。
- (40) 一九一五年六月四日、第三六議会議院兵役税法委員会(第二回)における矢島の発言。
- (41) 矢島は第三七議会の衆院委員会(一六年一月二五日)にて、田村新吉委員の「不公平ヲ匡正スルト云フ方ガ本当ナル趣意デゴザイマセウカ、其不孝ナル国家ガ尽サナケレバナラヌ人ヲ、待遇法ガ甚ダ冷淡デアルカラシテ、之ヲ今ノ冷淡ナル所ガ矯メラレテ変ヘサヘスレバ宜イト云フノ二ツノ点ハ、執方ガ主ナル点デスカ」との質問に対し、「此目的ハ(軍事救護に金銭を)支出スベキカ、(義務負担不公平を)匡正スベキカ、支出スベキモノガ目的トナツテ居ル」と答えている。この発言からみても、彼の本来の目的は単なる(兵役負担の均衡)化というよりも、それを手段とした兵士の待遇改善にあつたとみるのが妥当ではなからうか。
- (42) 註(39)に同じ。
- (43) 升田と矢島の関係の詳細は必ずしも明確でないが、後の一九三六年、衆院議員となつた升田は自ら軍事救護法改正法律案を第六九議院に提出(衆院で審議未了)し、提案理由説明の中で矢島らが第三七議院に提出した「軍事上及び社会政策上重大ナル法律案」(「兵役税法案」)について、「議員諸君ニ多少ノ参考意見ヲ述ベタ」と発言している。また金太前掲『軍事救護法ト武藤山治』には、矢島らと武藤らの連合前の交渉の場で、金太が「矢島側の升田憲元氏と口角沫を飛ばし」(二七〇頁)で激しく議論した旨の記述がある。升田が矢島らの運動に積極的に参加・発言していた様子が見ええる。
- (44) 武藤前掲『軍人優遇論』八三・八四頁。
- (45) 一九一六年二月七日、第三七議院衆院兵役税法案外一件法案委員会(第五回)での隈三陸軍主計総監の発言。
- (46) 一九一六年一月一〇日付陸軍省軍務局歩兵課「壯丁税法案二閱スル意見」(前掲『大正六年甲種第六類 永存書類』)。同史料は歩兵課が軍務局軍事課、経理局主計課に兵役税に対する意見聴取のため送った文書の一部。歩兵課は徴兵事務を管掌する課であり、のちの軍事救護法案策定の中心ともなった。なおここで「国民ノ軍人ニ対スル後援ノ念」が失われるとされているのは、徴兵兵士は義務のため自発的に無報酬で国に尽くすからこそ国民の尊敬を集めうる、とする陸軍の思考を反映しているといえよう。
- (47) 一六年二月二五日の衆院委員会における、兵役税法提案提出者の一人望月圭介議員(政友会)の発言。望月は「大御所」(山県有朋)、寺内正毅とともに長谷川の名を挙げ、「迪モ民間ノ事情ガ分カリヤウガナイ」彼らの反対により、陸軍が兵役税を不可とするに至つたと発言している。
- (48) 中尾龍夫『軍備制限と陸軍の改造』(金桜堂、一九二二年)九七〜一〇〇頁。
- (49) 大江前掲『徴兵制』ほかでは、兵役義務の名譽性を損なうという陸軍の主張は「表面上の理由」であり、実際の理由は税負担に堪えきれない貧民層が逆に現役志願をして、徴兵制軍隊が事実上の傭兵軍隊化するという点にあつたと見られる(一一八頁)。もつとも陸軍が貧民の現役志願を懸念していたことを示す史料は見

あたらない。また郡司前掲論文は、陸軍が「現に兵役負担の不均衡が存在していることを前提に提起された〔中略〕兵役税に同意することは、兵役制度の大原則である。『国民皆兵』が虚構に過ぎないことを軍みずから宣言するに等し」かつたと述べている。「崇高なる道徳的行為である兵役を非服役者が金銭をもって代償すれば、兵の士気に関わる」とする陸軍の主張については、「建前論」とのみ述べている（九・一〇頁）。

(50) 田中『壮丁誥本』（一九一六年）三〇・三二頁。田中の「序」によれば、同書は壮丁の軍事予備教育の標準、青年団の補習誥本とすべく執筆されたものである。

(51) 兵士向けに市販された徴兵手引書『歩兵須知』（鍾美堂、一九〇二年）九二頁。同書は陸軍歩兵少尉宮本林治が執筆し、陸軍中将岡沢精ほか多数の軍人の校閲を経て発行されたものである。

(52) 京城師範学校演習科一九二四年度卒業生約四〇名は、歩兵第七九連隊に一年志願兵として入営、退営後各人の軍隊日記を抜粋編集し、『凝視の一年』（近沢出版部、一九二六年）と題して出版した。引用史料は、二五年一月二日の「中村中佐」による「兵役に関する講話」中の一節（同書三一、三二頁）。

(53) 「兵役税ハ貴族院ハ大低反対スルコトニ繼リ居候間御安心被成度候」（一九一六年二月）二二日付の岡市之助陸相宛田中義一陸軍省軍務局長の書簡、国立国会図書館憲政資料室所蔵「岡市之助関係文書」。

(54) 陸軍省内での法案の策定過程において、家族の自活不能な兵士の徴集延期または現役免除を規定した徴兵令第二二条ほかの存廃をめぐる論争が、軍務局歩兵課と恩賞課の間で行われた。結局同条は存続させ、軍事救護法の救護を受けてもなお自活不能な者に限り、同条を適用する方針が明確化されるなどの経緯があったが、それは郡司前掲論文一八〇二三頁に詳しいので省略する。

(55) 金太前掲『軍事救護法ト武藤山治』七九、八〇頁。

(56) 一九一五年六月二日、衆院軍人恩給法外二件委員会（第二回）での大島の発言。
 (57) 例えば第三七議会中の一九一六年二月七日、衆院委員会において矢島は一家四人が兵役に就いたため「家産ヲ蕩尽」したという「帝国在郷軍人団飾磨郡公団員ノ一人三十四年徴集後備歩兵」の自分宛の書簡を掲げて「此事情ヲ当局ニ訴ヘ」た。またこれに続いて飯森辰次郎委員は「其一村近傍ノ者ハ同情ヲ寄セテ、国家ノタメニ不遇ニナッタコロノ不遇ナ者デアルト云フコトノ観念ハ、ヒヨットシタラ、大分崩レテ居ルマイカト云フコトヲ憂ヘマスル、〔中略〕政府委員ノ御方ガ世間ノ事情ニ恐レナガラ疎イ所ガアルマイカ」と、政府に自らの要求の受け入れを迫っている。

(58) 一九一六年二月一五日、第三七議会衆院兵役税法案外一件委員会（第七回）での矢島の発言。

(59) 前掲陸軍省軍務局歩兵課「壮丁税法案ニ関スル意見」。

(60) 註(45)に同じ。

(61) これは郡司前掲論文が述べているとおり、軍事救護法による救護資格の有無が申請者の日収に応じて決定され、廃兵戦死者遺族には徴々たるものとはいえ恩給扶助料が与えられていたためである（二三、二四頁）。しかしこの決定方法が現役兵を優先的に救護し、廃兵遺族を救護から排除するために、意図的に実施されたと速断することは必ずしもできないのではなからうか。

(62) 前掲の、徴兵令第二二条ほかにおける、自活不能な家族をもつ兵士の徴集延期または現役免除の規定。

(63) 矢島は一九一六年二月一五日の第三七議会兵役税法案外一件委員会（第七回）で、「吾々議員側ノ方ノ意志ハ、此兵役税ヲ行ヘバ士氣ヲ鼓舞シテ、前途国家ノ為ニ利益デアルト信ズルノデアリマス、之ニ反シテ陸軍ノ方ハマルデ反対デ、是ハ士氣ニ非常ニ悪影響ヲ及ボシテ、国家ノ為ニ不利益デアルト云フ解釈ガ基礎ニナツテ居ルヤウデゴザイマスガ、是ハ甚ダ了解ニ苦シム」と述べている。彼の発言は、この論争の有していた性格を端的に物語っているといえよう。

(64) シベリア出兵時以降における軍事救護法運用の実態については、郡司淳「軍事救護法の受容をめぐる軍と兵士」『歴史人類』二五、一九九七年三月）を参照。

(65) 一九二〇年七月一四日、第四三議会衆院非役壮丁税法案第一議会における提案者中の代表者格、荒川五郎（憲政会）の発言。荒川による非役壮丁税法案の提出は第四二〇四六議会の五回にわたった（表参照）が、いずれも衆院で審議未了に終わった。なお矢島と荒川の関係については現在のところ詳細は不明であり、今後の課題としたい。

(66) 宇垣は「兵役が」厄介なる負担、偏頗なる苦役なりと云ふが如き観念を少ししたりとも起こさしむる様になりては、名は国民皆兵の徴集法たりとも其実は最早失はれたるものと云はねばならぬ」との認識のもと、その防止策として、「〔服役〕期限の短縮、義務（観念か）の普及、兵役税の徴収」を挙げている（大正九年四月月上旬以降之漫筆、『宇垣一成日記』二八九頁）。詳細は、前掲拙稿を参照。

(67) 一九一五年六月四日、第三六議会衆院兵役税法案委員会（第二回）における、矢島の発言。

（国立歴史民俗博物館歴史研究部）
 （二二〇〇年五月一七日 審査終了受理）

The Civil Argument of Military Relief Expansion after the Russo-Japanese War

ICHINOSE Toshiya

This paper verifies the logic and intention of military relief-national aid discussion and possibility of introducing military service tax, which was widely discussed civilly after the Russo-Japanese War. The reason why this study is conducted is as follows; here we can see the cognition and logic of discussion that the conscription system should be constantly filled up and maintained with the means of national relief. This is a quite interesting point to understand the various aspects of civil view of the conscription during the period under review.

The most of the civil discussions of the topic stated above were brought forward by nonmilitary men who had their own ideals of national defense. These discussions were not based on simple sympathy for the difficulties of the families of disabled soldiers and draftees, but were based on the recognition that the poor economic treatment of the families caused the demoralization and the low national defense desire of the soldiers, and that it was unsolvable by the relief of regional and private organizations active during the Russo-Japanese War (There was a decline of public sympathy).

In case of MUTO Sanji (a director of Kanebo company) who introduced a bill of military relief expansion to the Diet, he laid stress on the point that the heavy economic burden of the families of disabled soldiers and draftees during the war, would depress the morale of the present and future soldiers. He had a sense of identity with "the capitalist classes," and considered the restlessness of the conscriptional military as a problem which would affect the basis of his own economic activities. Then he insisted a desired settlement repeatedly on political occasions.

YAJIMA Hachiro, a member of the House of Representatives, introduced a bill of military service tax at the same time with MUTO's movement. Their movement originated from the sympathy for the bereaved families and the families of soldiers in active service. However, in the actual proceedings, YAJIMA also made a political issue of a bad influence upon the morale of the present and future soldiers, granting that there might have been some measures of justification towards the army. The proposal of introducing the military service tax by MASUDA Norimoto (a former captain of the army) probably influenced YAJIMA to a certain extent, and it was also from the standpoint of perfection of armaments and prevention of demoralization. YAJIMA

insisted the smooth carrying out of the conscription system, that is to say the filling up the system, which accorded with MUTO's opinion.

The people who are responsible for the discussion of military relief after the Russo-Japanese War had a common idea that it was necessary to get and maintain the support to the morale of the soldiers and the military service. The main point of issue was the means for that purpose, and finally it resulted in establishment of National Relief and Military Relief Act, which was only for the needy among bereaved families, families of soldiers in active service and disabled soldiers.